



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 民有保安林の指定（森林管理課） 1
- 民有保安林の指定の解除（森林管理課） 1
- 公共測量の実施の通知（道路管理課） 1
- 公有水面埋立免許の出願の要領（港湾課） 2
- 公共測量の実施の通知（都市計画・モノレール課） 3
- 歳入の収納の事務の委託（教育庁教育支援課） 3

公 告

- 環境影響評価方法書に係る説明会の開催（都市計画・モノレール課） 3
- 開発行為に関する工事の完了・2件（建築指導課） 4

告 示

沖縄県告示第433号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成29年 8 月 25 日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 保安林の所在場所 名護市字許田湊川原89番1・96番1・97番2・98番3（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第434号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成29年 8 月 25 日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 解除に係る保安林の所在場所 豊見城市字瀬長舟無小原11番8
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

沖縄県告示第435号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、宜野湾市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年8月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施する地域 宜野湾市の一部
- 2 公共測量を実施する期間 平成29年7月13日から平成30年3月30日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第436号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項の規定により、公有水面埋立免許の出願があった。その要領は、次のとおりである。

なお、出願書面及び関係図書は、平成29年8月25日から同年9月15日まで沖縄県土木建築部港湾課及び竹富町役場において縦覧に供する。

平成29年8月25日

小浜港港湾管理者 沖縄県

代表者 沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 出願書受理年月日 平成29年8月7日

2 出願の概要

(1) 出願人の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名

ア 出願人 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

イ 代表者 沖縄県那覇市寄宮1丁目7番1号 沖縄県知事 翁長雄志

(2) 埋立区域

ア 位置 八重山郡竹富町字小浜ウリダ3210番1及び3210番28に接する無地番地の地先公有水面

イ 区域 次の各地点のうち①の地点から⑧の地点までを結ぶ平成28年の秋分の満潮位（D.L+1.64メートル）における公有水面と陸地との境界線、⑧の地点から⑳の地点を順次に結んだ線及び①の地点と㉑の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点 三等三角点小浜（北緯24度20分49秒0442、東経123度58分42秒4258）から105度58分27秒1, 177.75メートルの地点

②の地点 ①の地点から25度44分41秒7.15メートルの地点

③の地点 ②の地点から25度04分21秒8.04メートルの地点

④の地点 ③の地点から29度13分21秒13.95メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から36度00分31秒54.46メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から92度14分26秒15.27メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から92度42分48秒7.71メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から74度11分42秒5.33メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から223度10分48秒4.56メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から223度12分04秒5.00メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から223度08分38秒37.14メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から134度52分12秒7.47メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から142度36分53秒5.07メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から223度08分11秒1.80メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から133度08分50秒7.24メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から223度08分42秒50.00メートルの地点

⑰の地点 ⑯の地点から313度08分41秒4.50メートルの地点

⑱の地点 ⑰の地点から223度10分04秒1.35メートルの地点

⑲の地点 ⑱の地点から303度41分10秒7.85メートルの地点

⑳の地点 ⑲の地点から311度25分19秒10.00メートルの地点

㉑の地点 ㉑の地点から43度10分31秒0.91メートルの地点

ウ 面積 2,409.70平方メートル

(3) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置 八重山郡竹富町字小浜ウリダ3210番1、3210番7、3210番8、3210番9、3210番10、3210番28、3242番4の地内、3210番9、3210番10、3242番4に接する無地番地の地内及び3210番1、3210番7、3210番8、3210番9、3210番28に接する無地番地の地内並びに同地先公有水面

イ 区域 次の各地点を順次に結んだ線及びAの地点とGの地点を結んだ線により囲まれた区域

Aの地点 三等三角点小浜（北緯24度20分49秒0442、東経123度58分42秒4258）から106度22分28秒1,165.27メートルの地点

Bの地点 Aの地点から23度36分33秒32.74メートルの地点

Cの地点 Bの地点から36度53分17秒80.08メートルの地点

Dの地点 Cの地点から93度27分58秒47.74メートルの地点

Eの地点 Dの地点から178度00分25秒28.27メートルの地点

Fの地点 Eの地点から133度00分18秒48.18メートルの地点

Gの地点 Fの地点から223度08分41秒121.12メートルの地点

ウ 面積 12,289.00平方メートル

(4) 埋立地の用途 ふ頭用地

3 意見書の提出方法及び提出期限 この告示で告示された埋立てに関して利害関係を有する者は、知事に意見書を提出することができる。意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨、住所及び氏名を記載して沖縄県土木建築部港湾課に提出すること。

沖縄県告示第437号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、読谷村長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年 8月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施する地域 読谷村字大木及び字大湾地内
- 2 公共測量を実施する期間 平成29年 9月 4日から平成30年 2月28日まで
- 3 作業種類 公共測量（2級基準点測量及び4級水準点測量）

沖縄県告示第438号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

平成29年 8月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 委託した収納事務 県立高等学校授業料の収納事務
- 2 受託者の名称及び所在地
 - (1) 名称 株式会社リウコム
 - (2) 所在地 那覇市久茂地1丁目7番1号
- 3 委託期間 平成29年10月1日から平成30年3月31日まで

公 告

沖縄県環境影響評価条例（平成12年沖縄県条例第77号）第42条第3項の規定により読み替えて適用される同条例第7条の2第1項の規定により、環境影響評価方法書の説明会を次のとおり開催する。

平成29年 8月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画決定権者の名称 沖縄県知事 翁長雄志
- 2 都市計画対象事業の名称、種類及び規模

- (1) 名称 宮古広域公園整備事業
- (2) 種類 スポーツ又はレクリエーション施設の建設の事業
- (3) 規模 約51ヘクタール
- 3 都市計画対象事業が実施されるべき区域 宮古島市下地字与那覇
- 4 都市計画対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 宮古島市下地
- 5 説明会の開催を予定する日時及び場所
 - (1) 日時 平成29年9月7日 午後7時から9時まで
 - (2) 場所 宮古島市下地農村環境改善センター 宮古島市下地字上地505番地
- 6 その他参考となる事項 なし
- 7 この公告及び説明会に関する問合せ先 沖縄県土木建築部宮古土木事務所 電話番号0980-72-2769

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事のうち公共施設に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年8月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年9月29日 沖縄県指令土第747号、平成28年11月24日 沖縄県指令土第872号（変更）、平成29年3月30日 沖縄県指令土第271号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字糸満1858番9ほか14筆（1工区）
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 種類 道路
 - (2) 位置及び区域 次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市銘苅1丁目3番36号 託一株式会社 代表取締役 石川貞則
- 5 検査済証番号 平成29年8月14日 第4402号
- 6 工事完了年月日 平成29年7月28日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年8月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年12月19日 沖縄県指令土第908号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字徳佐田16番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字棚原805番地伊波ハウジング205号 佐久田朝明
- 5 検査済証番号 平成29年8月15日 第4403号
- 6 工事完了年月日 平成29年7月28日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
---	--